

労働環境チェックシートの各項目について

「労働環境チェックシート」の各項目について、内容は以下のとおりです。

- Q 1 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は、適正な内容となっていますか。**
- ・ 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。また、その向上を図るよう努めなければならない。(労働基準法第1条)
 - ・ 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものであり、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。(労働基準法第2条)
- Q 2 法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）は整備されていますか。**
- ・ 労働者名簿は、各事業場ごとに各労働者（日々雇い入れられる者を除く）について調製しなければならない。(労働基準法第107条)
 - ・ 賃金台帳は、各事業場ごとに調製し、賃金の支払いの都度、遅滞なく各労働者ごとに記入しなければならない。(労働基準法第108条)
 - ・ 労働者名簿、賃金台帳その他労働関係に関する重要な書類は、3年間の保存義務があるが、必要事項が記載されていればどんな様式でも構わない。(労働基準法第109条)
- Q 3 36協定は労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。**
- ・ 時間外又は休日に労働させる場合には、労働者の過半数で組織する労働組合か、労働者の過半数を代表する者と労使協定を締結し、事前に所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない。(労働基準法第36条)
- Q 4 就業規則は労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。**
- ・ 常時10人以上の労働者を使用している事業所は、就業規則を作成し、労働者の過半数で組織する労働組合か、労働者の過半数を代表する者の意見を添えて、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない。(労働基準法第89条)
 - ・ 使用者が労働者に明示しなければならない労働条件(労働基準法施行規則第5条)
- Q 5 賃金台帳等から適正な計算・支払いが行われていますか。**
- ・ 賃金台帳は、各事業場ごとに調製し、賃金の支払いの都度、遅滞なく各労働者ごとに記入しなければならない。(労働基準法第108条)
- Q 6 時間外、休日等の割増賃金は、適正に支払われていますか。**
- ・ 時間外、深夜に労働させた場合には2割5分以上、法定休日に労働させた場合には3割5分以上の割増賃金を支払わなければならない。ただし、時間外労働が1か月に60時間を超えた場合は、超えた時間について5割以上の割増賃金を支払わなければならない。(労働基準法第37条)

Q 7 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払われていますか。

- ・ 賃金は通貨で全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて労働者に直接支払わなければならない(一定の条件を満たせば金融機関への振り込みも可)。また、賃金から税金、社会保険料など法令で定められているもの以外のものを控除する場合には、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との労使協定が必要。(労働基準法第24条)

Q 8 毎年定期的に健康診断を実施していますか。

- ・ 健康診断は、雇入れの際及び毎年1回定期的に実施しなければならない(労働安全衛生法第66条)

Q 9 事故報告書等の記録など、業務災害への対策は適正ですか。

- ・ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、使用者はその費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。(労働基準法第75条)
- ・ 労働者が療養のため労働することができないために賃金を受けない場合は、使用者は療養中平均賃金の100分の60の休業補償を行わなければならない。(労働基準法第76条)

Q 10 社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。

- ・ 社会保険とは、広い意味で厚生年金保険、健康保険、労働者災害補償保険及び雇用保険のことをいう。

Q 11 当該契約における工事に主として従事する労働者の、最低労働賃金単価はいくらですか。

※参考に、別紙の「公共工事設計労務単価」及び「三重県内の最低賃金」をご確認ください。

公共工事設計労務単価(公共工事関係基準日額)

(平成30年4月1日現在)

職 種		単価(円)	職 種		単価(円)
1	特殊作業員	21,300	27	普通船員	21,300
2	普通作業員	18,400	28	潜水士	38,800
3	軽作業員	13,800	29	潜水連絡員	24,500
4	造園工	21,000	30	潜水送気員	23,400
5	法面工	26,000	31	山林砂防工	26,800
6	とび工	26,000	32	軌道工	38,900
7	石工		33	型わく工	23,900
8	ブロック工	24,600	34	大工	25,500
9	電工	20,500	35	左官	23,100
10	鉄筋工	23,900	36	配管工	20,800
11	鉄骨工	24,800	37	はつり工	24,200
12	塗装工	24,300	38	防水工	25,200
13	溶接工	27,200	39	板金工	25,300
14	運転手(特殊)	21,500	40	タイル工	
15	運転手(一般)	19,000	41	サッシ工	24,700
16	潜かん工	30,600	42	屋根ふき工	
17	潜かん世話役	36,200	43	内装工	26,900
18	さく岩工	26,600	44	ガラス工	23,300
19	トンネル特殊工	30,900	45	建具工	21,700
20	トンネル作業員	24,300	46	ダクト工	20,400
21	トンネル世話役	35,500	47	保温工	22,600
22	橋りょう特殊工	28,400	48	建築ブロック工	
23	橋りょう塗装工	31,000	49	設備機械工	23,300
24	橋りょう世話役	32,800	50	交通誘導警備員A	13,400
25	土木一般世話役	22,590	51	交通誘導警備員B	11,600
26	高級船員	26,500			

三重県内の最低賃金

時間額 846 円

(平成30年10月1日発効)